

## 足利赤十字病院奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、看護系大学において看護師、助産師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

### (貸付対象)

第2条 本奨学金は、前条に定める看護系大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、当院に就業する意思がある者を貸付対象とする。

### (奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は、原則として毎年10名以内とする。

### (奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間を限度として、貸与開始月から看護大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、休学、留年等がある場合は、その期間中は奨学金を貸与しない。

### (奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金は年額60万円（月額5万円）を上限とし、4月及び10月にそれぞれ6ヶ月分ずつ貸与するものとする。ただし、初年度については、10月に12ヶ月分を貸与するものとする。

### (貸与の開始月)

第5条の2 貸与の開始月は、原則として貸与契約締結日の属する年度の4月からとする。ただし、随時に貸与契約を締結した場合は、貸与契約締結日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

### (貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、奨学金貸与申請書(様式1)1部、奨学金返済計画書(様式2)1部を院長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない

3 連帯保証人は、本規程及び奨学金貸与申請書並びに奨学金返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(奨学金貸与の決定)

第7条 院長は、前条の申請に基づき、奨学生を決定し、決定後は奨学金貸与決定を通知する。

(口座の指定等)

第8条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、様式3により院長に届け出るものとする。

2 奨学生は、奨学金が指定の口座に振込まれたときは、その都度、速やかに様式4による受領書を院長あて提出するものとする。

なお、当該受領書が提出されないときは、次期の奨学金が送金されないことがある。

(奨学金の返済)

第9条 奨学生は、原則として貸与年数と同年数以内に、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。但し、院長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延長することができる。

2 具体的な返済の額及び方法等については、返済の要件が生じたときから1ヶ月以内に、院長と貸与を受けた者が協議して定めるものとする。

3 奨学金が、次の各号の一に該当するときは、院長は貸与を打切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を、期日までに全額返済しなければならない。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

4 奨学生が、就学中に死亡した場合、院長は奨学金貸与を打切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済については、院長と連帯保証人が協議して定める。

(利子)

第10条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 延滞利率については、別に定める。

(返済の免除)

第11条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(その他)

- 第12条 この規程に定めるもののほか奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。
- 2 この規程の運用について疑義が生じたときは、その都度院長が決定する。

(付則)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 日本赤十字社栃木県支部足利赤十字病院奨学資金貸与規程（平成2年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 平成14年4月1日一部改正
- 4 平成15年4月1日一部改正
- 5 平成19年4月1日一部改正
- 6 平成20年2月1日一部改正
- 7 平成21年4月1日一部改正
- 8 平成27年4月1日一部改正

## 足利赤十字病院奨学金貸与規程細則

足利赤十字病院奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望の確認)

第1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し当院への就労希望の有無を確認する。

(延滞利息の利率)

第2 規程第10条第2項に定める、延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額100円につき法定利子の上限の割合で計算した額を徴収するものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第3 規程第11条に定める、卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに看護師、助産師の資格を取得し、当院に一定期間以上就業した場合に適用する」こととし、その要件と免除額は次のとおりとする。ただし、就業期間中、私傷病その他1ヶ月以上に亘り休業した期間、助産師等資格取得のための休業する期間及び産前産後休暇、育児休業を取得した場合は当該期間については、勤務期間から除くものとする。

(1) 規程第4条に定める貸与期間と同年数以上勤務した場合若しくは貸与期間と同年数未満であって就業中に死亡した場合は、貸与総額の全額。

(2) 業務に起因する心身の故障で労働者災害補償保険法に認定された傷病により退職したときは全額。

(3) 勤務した期間が12ヶ月以上、且つ、奨学金の貸与期間に満たないで退職する場合で院長がこれを認めた時は、勤務した月数を奨学金の貸与期間で除した数値に、奨学金の返還債務額を乗じて得た額。

(4) 前号により免除額に円未満の端数が生じたとき、勤務期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて計算する。

(5) 上記の定めにかかわらず、1年の間に休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続勤務の意思がある場合は、院長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、別紙様式5の奨学金返済免除申請書を院長に提出する。院長は、同申請書を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

(付則)

- 1 この細則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成20年2月1日 一部改正
- 3 平成21年4月1日 一部改正
- 4 平成26年1月1日 一部改正

## 奨学金貸与申請書

足利赤十字病院

院長 小松本 悟 様

私は、現在、「 \_\_\_\_\_ 」に在学中であり  
ます。

つきましては、足利赤十字病院奨学金貸与規程の各条項を了解し、貴院から奨学金貸与を受けたいので、同規程第6条により保証人連名のうえ、別紙返済計画書を添え、次のとおり申請します。

申請者氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_ ⑩

申請者生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ \_\_\_\_\_ 歳）

申請者住所 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

連帯保証人 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_ ⑩

申請者との続柄 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_ ⑩

申請者との続柄 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

【様式 2】

平成 年 月 日

## 奨学金返済計画書

申請者 氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

連帯保証人 氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

連帯保証人 氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

奨学金貸与規程第6条により、貴院から受けた奨学金の返済を次のとおり確定しましたので宜しくお願いいたします。

奨学金貸与総額 \_\_\_\_\_ 円

奨学金貸与期間 平成 年 月～平成 年 月

<返済計画>

① 毎月 \_\_\_\_\_ 円 < \_\_\_\_\_ 回で返済 >

② 一括返済 \_\_\_\_\_ 円

※ 返済完了予定日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

-----

[事務局使用欄] 担当者 \_\_\_\_\_ ⑩

貸与諾・否

※貸与番号 \_\_\_\_\_

## 奨学金振込口座届

足利赤十字病院

院長 小松本 悟 様

奨学生氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
奨学生住所 \_\_\_\_\_  
電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_  
貸与番号 \_\_\_\_\_

足利赤十字病院長から私に対する奨学金の振込み先については、次のとおりですので届け出ます。

奨学金振込口座	
ふりがな 金融機関名	銀行 労働金庫 信用金庫 信用組合
ふりがな 支店名	本店 支店 出張所
店番号	
口座番号	
口座名義	

- ※1 口座名義人は、奨学生本人名義に限ること  
2 届け出の際は、通帳の表紙コピーを添付すること



【様式4】

年 月 日

足利赤十字病院  
院長 小松本 悟 様

奨学生氏名

\_\_\_\_\_ 印

奨学金の受領について

標記の件については、下記のとおり受領しましたのでご連絡いたします。

記

- 1 受領日：\_\_\_\_\_年 月 日
- 2 受領金額：\_\_\_\_\_円

以上

## 奨学金返済免除申請書

足利赤十字病院

院長 小松本 悟 様

私は、このたび貴院において職員として採用されることが決定（又は内定）されました。

つきましては、足利赤十字病院奨学金貸与規程第11条及び同規程細則第3の第1項を了解しましたので、同規程細則第3の第2項に基づき、次のとおりこれまで貸与された奨学金について返済の免除を申請します。

申請者氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_ ⑩

申請者生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 （ 歳）

申請者住所 \_\_\_\_\_

電話（自宅・携帯） \_\_\_\_\_

借用総額 \_\_\_\_\_ 円

-----  
〔事務局使用欄〕 担当者 \_\_\_\_\_ ⑩

免除 諾・否

※貸与番号 \_\_\_\_\_

# 奨学金辞退届

足利赤十字病院長 様

下記の理由により、奨学金の貸与を辞退いたしますので届け出ます。

年 月 日

奨学生氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

理由（具体的に）

.....

.....

.....

.....